

Title	製品安全行政の新たな展開と産業政策のパラダイムシフト(科学技術政策と政策論(1), 一般講演, 第22回年次学術大会)
Author(s)	樋口, 一清
Citation	年次学術大会講演要旨集, 22: 110-113
Issue Date	2007-10-27
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/7221
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般講演要旨

製品安全行政の新たな展開と産業政策のパラダイムシフト

○樋口一清（信州大学）

昨年度の消費生活用製品安全法の改正により、重大な製品事故の報告・公表制度が法制化された。また、消費生活用製品の経年劣化対策に関しては新たな法制度の整備が検討されている。こうした製品安全行政の新たな展開は、産業政策における消費者政策の位置づけ、役割にも大きな変化をもたらすものと考えられる。

1. 製品安全行政をめぐる状況変化

ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒死傷事故や家庭用シュレッダーによる幼児の手指切断事故等の重大製品事故の発生を契機として、消費生活用製品の安全行政が見直されつつある。昨年秋の臨時国会において消費生活用製品安全法が改正され、本年5月から製品事故情報の報告・公表制度がスタートすることとなった。本制度の内容は以下の通りである。

- ①消費生活用製品の重大事故に関して、製造事業者、輸入事業者は、10日以内に国へ報告を行わねばならないこととされたこと。
- ②国は重大製品事故の報告を受けた場合には、1週間以内にその内容を公表するとともに、必要に応じ製品回収命令等、所要の措置を講ずることとなったこと。
- ③また、法改正とあわせて、事業者の製品安全自主行動計画（コンプライアンス・プログラム）の策定、実施が求められることとなったこと。

さらに、現在、経済産業省においては、産業構造審議会製品安全小委員会の本年9月の中間とりまとめを受けて、消費生活用製品の長期使用時の経年劣化による事故の防止を図る観点から、事業者による製品の点検等をその内容とした製品の保守サポート制度の導入が検討されている。（上記、新制度を盛り込んだ消費生活用製品安全法の改正案が本年秋の臨時国会に提出される見込みである。）

これらの新たな制度の導入は、これまでの製品安全行政の枠組みや企業の製品安全への取組のあり方に大きな影響を与えることとなると予想される。以下、こうした新たな製品安全行政の展開の背景を概観してみたい。

2. 我が国における消費者用製品の安全行政の展開過程

製品安全は、消費者行政や産業政策の根幹をなすものである。わが国における消費者用製品の安全行政の展開過程はおおむね以下の通り区分される。

第Ⅰ期（1960年代～）・・・・消費者行政としての製品安全行政の確立期

我が国の消費者政策は、安全行政からスタートしたといっても過言でない。製品の供給面におい

て、「価格」と並んで「品質」や「安全」を確保することは高度成長期においてわが国の国際競争力を高める上での最重要課題の一つであった。他方、一般の消費者は、当時、製品の欠陥や質の悪い商品の横行により、大きな被害を被っており、このことが我が国における消費者運動を本格化させる契機ともなったと考えられる。

昭和 37 年には家庭用品品質表示法が制定され、また、電気製品やガス製品の安全についても相次いで法制が整備されることとなった。その間、昭和 43 年には消費者保護基本法が制定され、「商品・役務についての危害防止の基準の整備、その確保」が、国の消費者保護政策の重要な課題として位置づけられることとなった。昭和 48 年の消費生活用製品安全法の制定に先立って、産業構造審議会は、「国による製品の安全性に関する規制制度の創設、民間の自主的努力の積極的促進等の施策を総合的に推進し、消費生活に関係の深い製品の安全性確保・向上を図る」必要があると指摘している。この新たな規制制度の創設と民間の自主的努力（コンプライアンス・プログラム）の組み合わせという考え方は、消費生活用製品安全法制定時において、既に政策の基本理念であったことが上記の指摘からも確認できる。この時期は、わが国において製品安全についての基本的な政策の枠組みが確立された時期であると位置づけることができよう。

第Ⅱ期（1970 年代後半～）・・・自主的取組の拡大と国の関与の低下

この時期には、我が国製造業の製造技術の進歩、品質管理の向上等に応じて、製品安全法制においても、政府認証品目に加え、事業者の自己確認制度が順次導入されることとなった。製品安全四法（消費生活用製品安全法、電気用品取締法（電気用品安全法）、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）についてみると、政府認証品目と事業者の自己確認制度の件数の割合は、昭和 61 年には 377 品目対 148 品目であったが、後述する新たな制度改正が行われた平成 10 年の時点では 178 品目対 348 品目となり、自己確認品目が政府認証品目を大きく上回っている。また、国際的な品質管理システム認証（ISO9000）が普及したことや、平成 6 年に立法された製造物責任法（PL 法）への対応が、事業者の自主的な安全への取り組み、消費者への情報提供の充実を促した面も見受けられる。

第Ⅲ期（1990 年代後半～）・・・事後規制を中心とした市場監視型システムへの転換

この時期には、規制緩和による市場メカニズムの活用、グローバルな経済システムの確立といった経済全体の改革の方向に合わせ、製品安全行政についても、政府認証制度を中心とした市場関与型（事前規制・介入型）から第三者検査制度を活用した市場監視型（事後規制）への移行が進められた。消費者取引や家庭用品の品質表示の分野に続いて、製品安全行政についても平成 10 年、見直しが行われ、事業者の自主的取組を基本とした新たな政策体系が導入された。産業構造審議会及び消費経済審議会の製品安全合同小委員会の報告書（平成 10 年 12 月）は、製品安全関係四法における今後の製品安全規制の基本的考え方として以下の 6 点を挙げている。

- ①製品安全の確保という政策目的は、本来事業者の取組を基本として達成されるべきであり、製品安全規制はそのための枠組となる基本ルールとして位置づけることとする。
- ②その際、政府が認証を行うといった政府の直接的な規制は原則として排することとし、事業者が自ら適合性を評価する制度を基本とすることとする。第三者による適合性評価を義務づける

場合にあっては民間企業の参入を認める等の競争原理が機能するものとすることによって、より効率的なものとする。

③技術基準の性能規定化を図ること等により、事業者が技術革新を取り入れやすい柔軟なシステムとする。

④国際整合性に配慮し、市場アクセスの向上に資するシステムとする。

⑤製品安全に係る情報提供や製造物責任保険の活用等を通じ、製造事業者等の安全対策への自主的取組を促すシステムとする。

⑥政府が製品流通後措置を適切かつ機動的に発動することにより、製造事業者等の自主的な安全対策を促し一層の安全レベルの向上を図る。

こうした考え方を基本として、平成 11 年、製品安全関係四法の改正が行われ、製品安全行政の新たな体制が整備されることとなった。

第Ⅳ期（2006 年～）・・・市場を補完する製品安全システムの確立

冒頭に紹介した製品安全行政の新たな方向は、市場における取引制度を補完する法制度（製品事故情報の報告公表制度や長期使用製品の法定点検制度）や事業者の自主的取り組み体制の確立（コンプライアンス・プログラムなど）を中心としたものとなっている。

事故情報の報告・公表制度は事故情報を社会全体で共有し、関係者のより迅速・適切な対応を促そうとするものである。一連の企業不祥事や重大な製品事故への企業の対応等の状況をふまえ、事故情報の周知と迅速な対応を可能とするため、市場システムを補完する、国を中心とした新たな制度的枠組みが構築されることとなった。また、長年使用した製品の経年劣化による事故の防止に関しては、事業者の点検義務を軸とした新たな社会システムの導入のための法制度が検討されている。これは、現行の市場システムの下では、製品の経年劣化による安全対策については、必ずしも十分な対応が確保されないことが明らかとなったため、新たな補完措置を講ずることとなったものである。

また、これらの新たな製品安全に関するシステムの導入に当たって、経済産業省は、事業者にコンプライアンスを求めるだけでなく、事業者、消費者、行政等関係者が連携して問題解決と取り組む必要があり、こうした社会全体の取組を通じて、我が国の「製品安全文化」を確立していくことが重要であると指摘している。

3. 産業政策の新たなパラダイムをめぐって

1990 年代以降、産業政策の基本的な理念は、総じて言えば、伝統的な「産業、企業の育成、振興」から「規制緩和、市場ルールを整備による民間活力の活用」へと大きくシフトしたと考えられる。しかしながら、今日、産業政策のこうした方向転換は、様々な弊害や問題点も生じている。こうした状況を打開するためには、市場を補完するシステムの整備が急務となっている。とりわけ、消費者行政のように、生産者と消費者という市場のプレイヤーの間の製品に関する情報の格差が大きく、その格差が、情報化やグローバル化の進展によって一層拡大しつつある分野では、こうした産業政策自体の軌道修正が不可欠のものとなりつつある。ただし、こうした軌道修正は決して国の市場への関与を再び拡大するという単純な内容を意味しているわけではない。生産者は市場に商品

を供給するだけでなく、「市場の失敗」と言われる状況を補完するための取り組みを求められることとなる。これは法律で義務づけられる部分に加えて、コンプライアンスや企業倫理としての部分も大きい。また、消費者や行政も市場監視の役割を担わなければならない。

今回の製品安全行政の新たな展開に際して、経済産業省は、上述のように、事業者のコンプライアンス・プログラムの実行と並んで、事業者、消費者、行政など、関係者の連携・協力により「製品安全文化」を醸成すべきであるとしているが、これは市場の機能を補完する歴史的、文化的な企業制度・社会制度の役割に着目したものであり、大変興味深い。